

## 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の概要（H29.6.23公布・施行）

### 第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

### 第二 改正の概要

#### 1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

#### 2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

<基本理念の改正内容>

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

#### 3. 文化芸術推進基本計画等

**政府が定める「文化芸術推進基本計画」、**地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

#### 4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。  
など

#### 5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

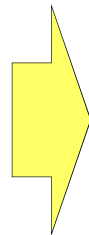
# 「文化芸術推進基本計画」の策定に向けた検討について

## 大臣からの諮問事項

(1) 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

(2) 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

(3) 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について



## 文化政策部会における具体的な検討事項

(1) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿について  
－基本理念、意義、基本的視点、取り組むべき課題等を含む

(2) 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について  
－2020年及び2020年以降のレガシー創出を含む

(3) 今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策について

(4) 文化芸術推進のための効果的な政策の立案、実施、評価・検証、新たな政策への反映というサイクルを確立する観点から、基本計画の進捗状況を適切に確認するための望ましい文化芸術政策の評価・検証改善の方策について  
－進捗状況を適切に確認するための具体的な目標及び指標を含む  
－客観的な根拠に基づく適切な目標及び指標の設定に必要な文化芸術政策に係る調査研究等を含む



## 諮問の背景

### ◆新しい文化芸術基本法の成立

- ・関連施策を法律の範囲にすること
- ・文化芸術により生み出される新たな公共的・社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

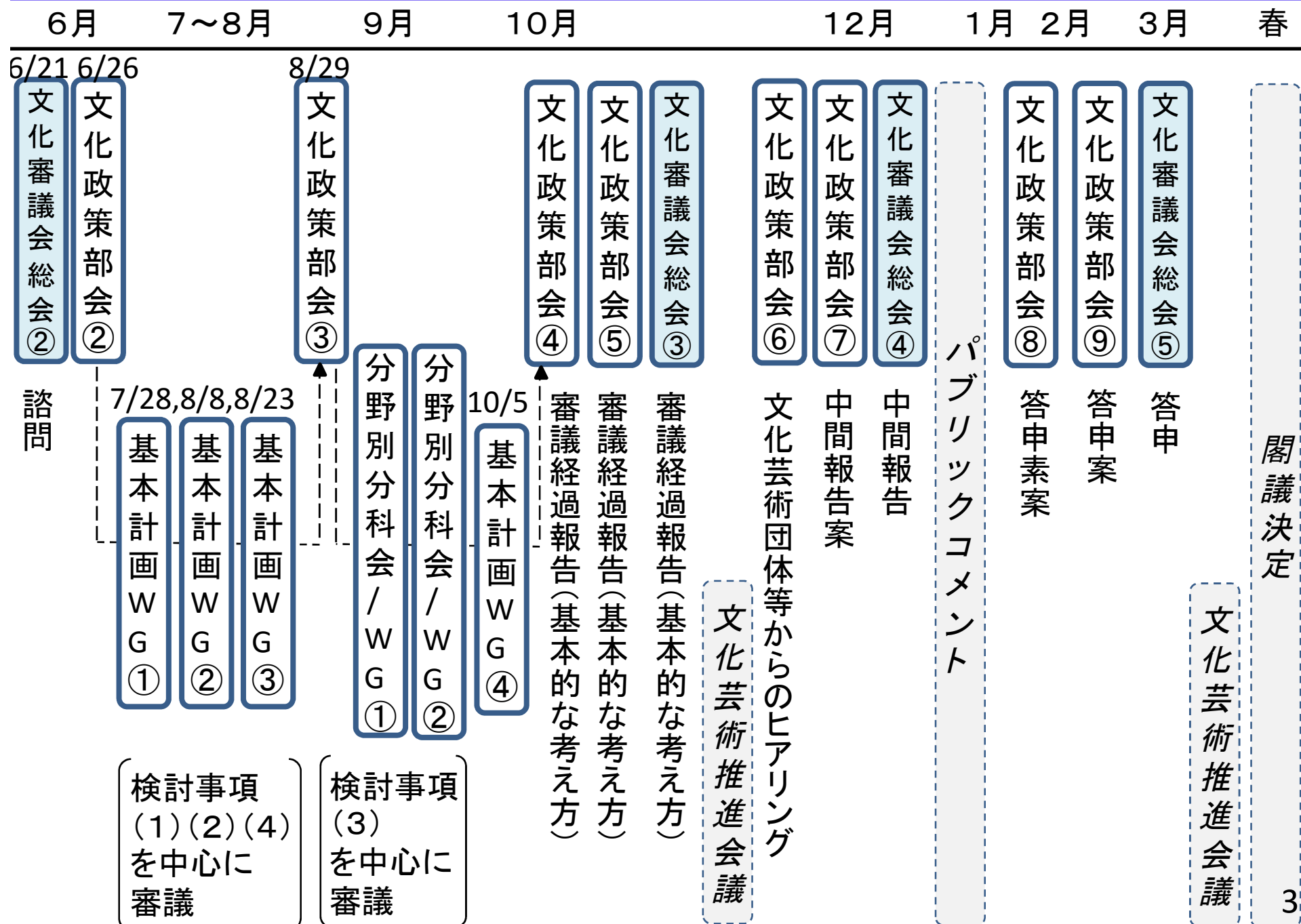
### ◆2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- ・我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機
- ・2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題であること

### ◆少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化

- ・文化芸術それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策の展開が求められていること等

# 検討のスケジュール（案）



閣議決定

文化芸術推進会議

# 「文化芸術推進基本計画」に係る文化審議会における検討体制（案）

